

都市計画案に対する意見概要

意見概要	
都市計画案縦覧 (R6年10月1日 ～R6年11月1日)	計画区域内に事業所が位置している。 現在の事業所に極力近い代替地を希望する。
	近くに代替地が無いのであれば、近隣の市有地を 代替地として希望する。

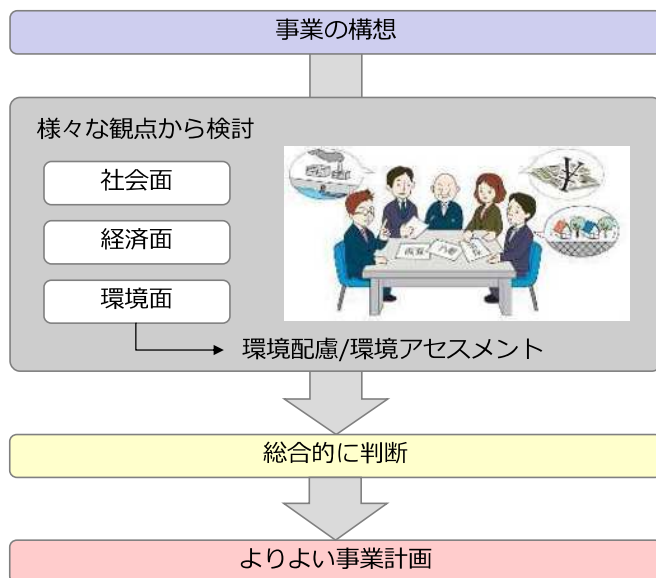
2 環境影響評価について

3 環境影響評価について

環境影響評価とは

○環境影響評価とは

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域の皆様などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画(都市計画)を作り上げていこう、という制度。



環境影響評価とは

○環境影響評価の対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km

環境影響評価法第38条の6

当該施設が都市計画に定められる第1種事業については、環境影響評価その他の手続きは、都市計画の決定をするものが事業を実施しようとする者に代わるものとして、都市計画の決定の手続きと併せて行うものとする。



公告、縦覧等の手続きを併せて行うとともに、補正評価書については、都市計画審議会の議を経ることとされている。(法第40条、第41条)

環境影響評価の結果

○環境影響評価の結果(1/2)

環境要素		環境保全措置の要否	環境保全措置の例	事後調査
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	—		
	粉じん等	○	工事施工ヤードへの散水、工事用車両のタイヤ洗浄等	
騒音	騒音	○	遮音壁の設置、排水性舗装の敷設、裏面吸音板の設置等	
振動	振動	—	(※低振動型建設機械の採用等)	
低周波音	低周波音	—		
水質	水の濁り	—	(※仮排水溝、沈砂池、濁水処理施設の設置等)	
底質	底質	—	(※汚濁防止膜の設置等)	
地形・地質	重要な地形・地質	—		
日照障害	日照障害	○	橋梁構造の上下部工の形式・配置等の工夫	

※環境保全への配慮事項(できる限り回避・軽減するための措置)

環境影響評価の結果

○環境影響評価の結果(2/2)

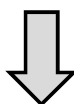
環境要素		環境保全措置の要否	環境保全措置の例	事後調査
動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	■陸生動物 (ミサゴ) 繁殖時期に配慮した施工時期の検討、段階的な工事の実施 低騒音型建設機械の採用 (フクロウ) 繁殖時期に配慮した施工時期の検討、段階的な工事の実施 低騒音型建設機械の採用、巣箱の設置 ■水生動物 (スナメリ) 水底掘削工事等における施工開始時の工夫	★
植物	重要な種及び群落	—	(※仮排水溝、沈砂池、濁水処理施設の設置等)	
生態系	地域を特徴づける生態系	○	動物と同じ環境保全措置内容	★
景観	主要な眺望点・景観資源・眺望景観	—	(※橋梁及び道路付属物のデザイン、色彩の検討等)	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	駐車場の代替地への移設 (※橋梁及び道路付属物のデザイン、色彩の検討等)	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	—	(※建設発生土の利用、再資源化施設への搬入等)	

※環境保全への配慮事項(できる限り回避・軽減するための措置)

環境影響評価の結果

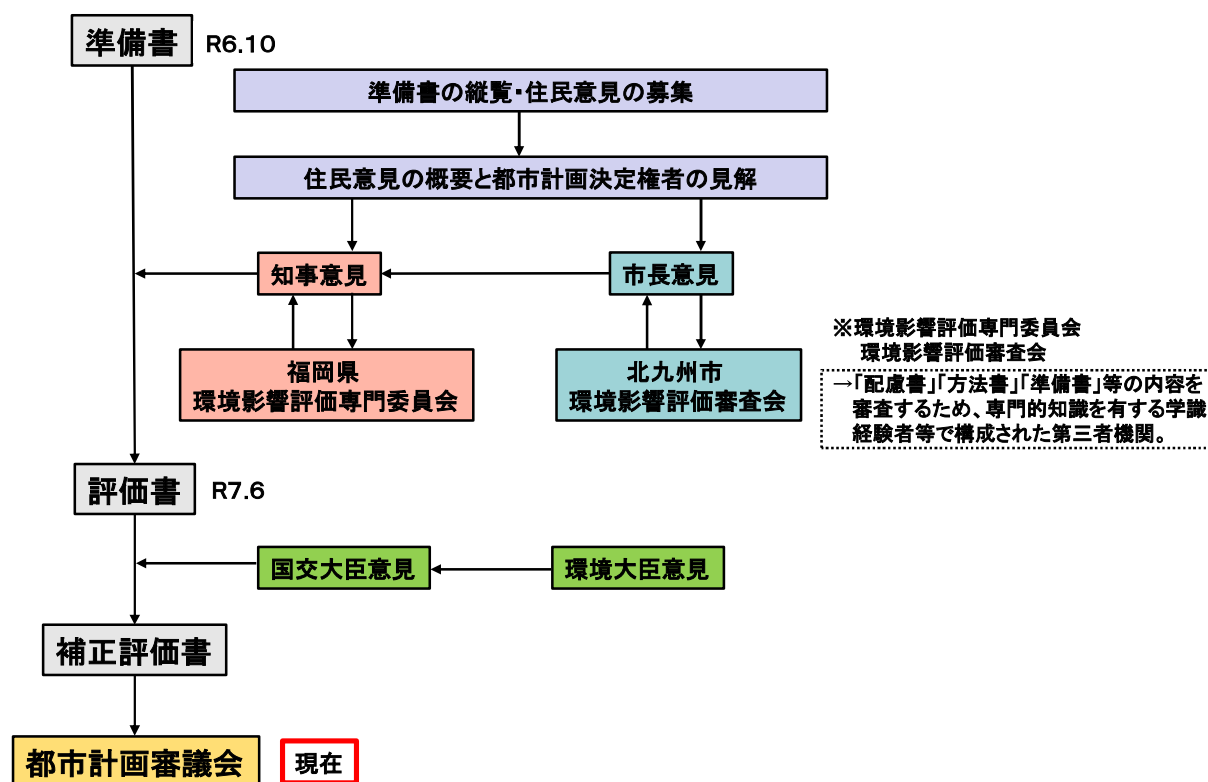
○環境影響の総合的な評価

- 対象道路の位置及び基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響について実行可能な範囲で回避又は低減が図られています。
- また、動物及び生態系については、予測の不確実性の程度が大きい、または環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要がある場合等において、モニタリング調査を実施することとしています。
(対象種:ミサゴ、フクロウ、スナメリ)



このことから、対象道路に係る環境の保全について
適正な配慮がなされていると評価します。

環境影響評価 準備書以降の手続きの流れ



県知事意見を踏まえた修正

知事意見を踏まえた記載事項の修正内容(抜粋)

評価書の頁	準備書	評価書
P.12-1 第12章 環境影響の 総合的な評価	今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握するとともに、専門家等の意見を踏まえて、必要な措置を検討します。 本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。	今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、<u>事業実施段階において、設計図書や最新の技術指針及び知見等の収集により、事業計画等の変更を把握するとともに、必要に応じて事業に伴う影響の程度を確認します。また、事業実施段階及び供用後</u>において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握します。 <u>さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。</u>

国土交通大臣意見を踏まえた修正

国土交通大臣意見を踏まえた記載事項の修正内容(抜粋)

評価書の頁	補正前の評価書	評価書
P.12-1 第12章 環境影響の 総合的な評価	さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。	本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。<u>また、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況等について、事業実施段階において現段階では想定し得なかった変化が生じた場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再実施するとともに、その内容を公表します。</u>